



お知らせ

こどもまんなか 児童福祉週間

子どもの健やかな成長や、子どもや家庭を取り巻く環境について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日のこどもの日から1週間を「こどもまんなか 児童福祉週間」と定め、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業や行事を実施します。

日 5月11日(土)まで

所 ぐんまこどもの国児童会館(太田市市長手町)

内

- ・大道芸人によるコメディショー
- ・「グッド・トイ」受賞玩具の「試遊」
- ・「こいのぼりガーランド」の作成
- ・子育て支援施策の展示 など

6年度標語

すきなこと どんどんふやして おおきくなあれ

問 県庁児童福祉課(☎027-226-2628)



「ドリームジャンボ」宝くじの販売について

県内で発売された宝くじの売上の約40%が県に納められ、子育て支援や、医療・介護の充実など、さまざまな事業に役立てられています。宝くじはぜひ県内でお買い求めください。

販売期間 5月8日(水)～6月7日(金)

抽せん日 6月20日(木)

種類・当選金

・ドリームジャンボ宝くじ…1等=3億円、1等の前後賞=1億円など

・ドリームジャンボミニ…1等=3千万円、1等の前後賞=1千万円など

¥ 1枚300円

他 インターネットでも購入できます。詳しくはHPをご覧ください

問 県庁財政課(☎027-226-2094)

残雪期の至仏山登山道の閉鎖

尾瀬国立公園の至仏山登山道について、登山者の危険防止や希少植物の保護のため、残雪期である以下の期間は閉鎖します。

日 5月7日(火)～6月21日(金)
※積雪の状況により変更になる場合があります

区間 鳩待峠～小至仏山～至仏山頂～山ノ鼻

他 鳩待峠から笠ヶ岳に向かう経路は、

閉鎖区間を通るため通行できません
問 尾瀬保護財団(☎027-220-4431)

事業承継支援資金

事業承継を行う中小企業者などを支援する制度融資です。

内

資金使途の例

- ・他の相続人や役員へ分散した自社株式を買い取るための資金
- ・相続税や贈与税を納税するための資金
- ・事業承継前後で会社を整備するための資金
- ・事業用資産の取得資金
- ・承継後、新分野に進出するための事業資金

融資限度額 8千万円以内

融資期間

・設備資金…10年以内(うち据え置き期間2年以内)

・運転資金…7年以内(うち据え置き期間1年以内)

融資利率 年1.6%以内

申 銀行、信用金庫、信用組合、商工中金

他 県信用保証協会の事業承継に関連した保証を付けることが必要です。担保・保証人は融資を受ける金融機関や県信用保証協会と相談して決めることになります。詳しくはHPをご覧ください

問 前記申込先、県信用保証協会(☎027-231-8875)、県庁地域企業支援課(☎027-226-3332)

手話の輪～SHUWANOWA～始めました!

手話の普及・理解促進を図るため、県公式YouTubeチャンネル「tsulunos」、TikTokにおいて手話の紹介動画の配信を開始しました。配信は毎月第3日曜日を予定しています。

この機会に手話に触れて、理解を深めませんか。

内

- ・高校生が紹介する「イマドキ手話」
- ・群馬県でしか伝わらない!?「ぐんまの手話」など

出演・協力

県立聾学校、一般社団法人県聴覚障害者連盟、県聴覚障害者コミュニケーションプラザ

他 動画は「#SHUWANOWA」で検索してご覧ください

問 県庁障害政策課(☎027-226-2638)



ご存じですか?あなたの家の「浄化槽」

家庭の排水は、下水道または浄化槽で処理されています。浄化槽には、トイレの排水だけを処理する単独処理浄化槽と、風呂や台所の排水も併せて処理する合併処理浄化槽があります。単独処理浄化槽では、風呂や台所の排水がそのまま川へ流れ込むため、川を汚す原因となります。

皆さんの家庭の浄化槽はどちらですか

単独処理浄化槽なら、合併処理浄化槽への転換をお勧めします。単独処理浄化槽やくみ取り槽から、合併処理浄化槽に切り替えることは、川や生活の環境を守ることにつながります。この合併処理浄化槽への転換については、市町村を通じて県も補助金を交付する支援を行っています。

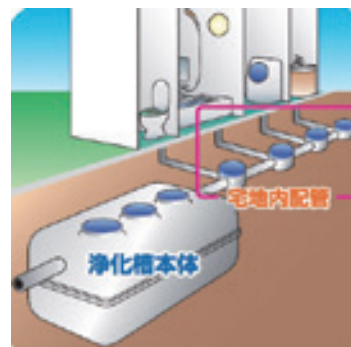
内 県では今年度から宅内配管費に対する補助を制度化したため、補助金が大幅に増加する可能性があります。詳しくは浄化槽を設置する場所の市役所・町村役場にお問い合わせください。

対 下水道や集落排水などの共同処理施設に接続できない区域に住む世帯

問

・申請などについて…市役所・町村役場の浄化槽担当窓口

・制度について…県庁下水環境課(☎027-226-3689)



初夏の行楽期における交通事故防止について

初夏の行楽期を迎え、ドライブやレジャーなどで慣れない道を通行することで、脇見運転などによる重大事故の発生が懸念されます。安全で楽しいドライブにするため、車を利用する皆さんは、次のことを順守して交通事故を起こさないよう、また事故に遭わないよう十分注意しましょう。

・ゆとりある運転計画を立てて、適度な休息をとりましょう

・安全な速度で走りましょう

・脇見運転をしないようにしましょう

・「チャイルドシート」・「シートベルト」の着用を徹底しましょう

・横断歩道は歩行者優先です

問 県警察本部交通企画課(☎027-243-0110)



労働保険の年度更新

労働保険の年度更新手続きが必要な事業所に対して、厚生労働省から5月末頃に申告関係書類が送付されます。また申告関係書類は厚生労働省ホームページでも確認できます。

申請期限 7月10日(水)

他

・申告・納付は、最寄りの労働局、労働基準監督署または金融機関で行ってください

・手続きが遅れると政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(労働保険料・一般拠出金の10%)を課すことがあります

【電子申請】

・手続きは「電子申請(e-Gov)」でも行えます。ご活用ください

・労働保険関係の手続き(一部を除く)は、デジタル庁が提供する認証サービス「GビズID」を利用することができます

・労働保険料の納付は、金融機関の窓口に行かなくても口座振替や電子納付が可能です

問 群馬労働局(☎027-896-4734)、最寄りの各労働基準監督署・各公共職業安定所

労働者個人と事業主との間のトラブルを調整します

県労働委員会では、労働者個人と事業主の、労働条件などに関するトラブル(個別的労使紛争)を解決するための支援をしています。

公益委員・労働者委員・使用者委員の三者が公正中立な立場から両者の間を調整して、話し合いによる解決を目指します。

日 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※祝日を除く

所 県庁(前橋市大手町)

対 県内にある事業所の労働者・事業主

対象事案 解雇、雇止め、配置転換、パワハラ、懲戒処分など、労働条件その他労働問題に関する紛争

¥ 無料

相談方法 ☎、☒

問 県労働委員会事務局(☎027-226-2783)



試験

県職員採用I類・II類試験・選考考査

第1次試験・考査日 6月16日(日)

所 県庁(前橋市大手町)、県立前橋高等学校(前橋市下沖町)、県立前橋女子高等学校(前橋市紅雲町)、県総合交通センター(前橋市元総社町)のいずれか(予定)

受 5月17日(金)まで

出願方法 ☒

※システムでの申し込みが困難な場合は、9日(木)までにお問い合わせください